

規準的文書 規格設定の規則	2006年10月27日	付属文書2
------------------	-------------	-------

規格設定の規則

目次

1. 目的	2
2. 規格設定規則の適用範囲	2
3. 森林認証規格の設定の工程	2
3.1 森林認証の枠組み	2
3.2 独立性	2
3.3 規格設定のレベル	2
3.4 参画の工程	3
3.4.1 規格設定のためのフォーラム	3
3.4.2 透明性	3
3.4.3 協議	3
4. CoC 認証の規格	4
4.1 独立性	4
4.2 参画の工程	4
4.2.1 規格設定のためのフォーラム	4
4.2.2 透明性	5
4.2.3 協議	5
5. パイロットテスト	5
6. 規格の見直し	5
6.1 定期的見直し	5
6.2 PEFC 評議会の主導による改正	6
6.3 PEFC 各国認証管理団体の主導による改正	6

(本文書は PEFC アジアプロモーションズによって翻訳されたものです。ただし、PEFC プログラムに関わる一切の文書は英語文書をもって正式文書とするので、本日本語翻訳文書はあくまでも参考文献としての利用に限ります。また、PEFC アジアプロモーションズの承諾無く、これを訂正、修正、転用することはお断りします。)

1. 目的

この文書は、PEFC による是認及び相互承認を申請する(各国の)森林認証制度が満たさなければならない認証規格設定の工程に関する規則を定める。この規則は全国、又は、国内各レベルにおける認証規格の設定についてガイドするものである。

2. 規格設定規則の適用範囲

この文書は2002年11月22日のPEFC 評議会総会にて採択され、2004年10月29日、2005年10月28日及び、2006年10月27日に改正された。

この文書は持続可能な森林管理認証及び生産物(CoC)認証の規格の設定に関する手順を対象とする。これらの手順はISO ガイド59⁽¹⁾の要求事項を根拠とする。これらの規則は付属文書4「林産物のCoC - 要求事項」を国の森林認証規格制度の一部として採用する場合には適用しない。

3. 森林認証規格の設定の工程

3.1. 森林認証の枠組み

PEFC 評議会は、森林認証がPEFC 評議会メンバーによって是認され、相互承認された各国の認証規格に照らして実行されることを要求する。

3.2 独立性

認証規格の策定は、認証、認定の工程から独立していなければならない。

3.3 規格設定のレベル

規格設定の工程は、各国において全国レベル又はその下の国内各レベルにおいて実行される。PEFC 各国認証管理団体は、その国が選択する全国又は国内レベルの規格の策定について、その調整を行う。

森林認証規格は、個別認証、グループ認証又は地域認証に適用するべく草案することが出来る。

3.4 参画の工程

3.4.1 規格設定のためのフォーラム

認証基準策定の工程は、当該国の主要な森林所有者諸団体からの支持を受けた全国レベルの森林所有者団体、又は、全国レベルの林業関係諸団体によって主導されなければならない。関心を抱くすべての関係団体はこの工程に参画する目的でこれに招聘れること。これら関係者からの意見は文書化され、オープンかつ透明な形で考慮の対象とされなければならない。

(委員会、協議会、作業グループなどの)フォーラムが形成され、この工程への参画を目的に、関係者がこれに招かれなければならない。招かれるべき団体としては、例えば、森林所有者、林業従事者、環境および社会的な非政府団体、商業組合、小売業者、その他の国や国内各種レベルの関連組織など、持続可能な森林管理に関わるあらゆる側面からの代表が含まなければならない。

フォーラムへの参画は、生産者、購入者、消費者など利害の異なるカテゴリーがそれぞれにバランスよく代表されるようなコンセンサス形成の手順に従って組成されなければならない。

関係者の参画およびその意見は文書化され、オープンかつ透明な形で考慮の対象とされなければならない。

規格の正式認可は、コンセンサスの証拠に基づいていなければならない。

フォーラムは、規格策定方法を律するコンセンサス原則に基づき、その手順を文書化して定めなければならない。手順の複製コピーは、関係者が要求する場合は入手可能でなければならない。それら文書化された手順は、実体又は手続きに関する苦情を偏向なく処理するための上訴のメカニズムを含まなければならない。

3.4.2 透明性

規格設定の工程の開始は一般に公開通知されなければならない。策定の経過に関する情報は公布され、議論されなければならない。規格の最終案は、例えばインターネット上に記載するなど、関係者全員が入手できるものでなければならない。

3.4.3 協議

全国協議

規格の最終案は全国レベルの正式協議の工程へと送られる。協議においては関係者の意

見が討議されたことを確実にしなければならない。

フォーラムはその協議の工程の結果追加された変更についての総合的な情報を提供しなければならない。協議に求められる最小期間は60日である。

4. CoC 認証の規格

4.1 独立性

CoC 要求事項の策定は認証及び認定の工程から独立していなければならない。CoC の要求事項は、付属文書4（林産物の CoC 認証 要求事項）に定められている CoC 認証に関する PEFC 評議会の要求事項と完全に適合しなければならない。

4.2 参加の工程

4.2.1 規格設定のためのフォーラム

全国又は国内各レベルの CoC 要求事項の策定の工程は、PEFC 認証管理団体による支持を得なければならない。CoC 要求事項は、森林認証規格を策定するフォーラム、又は、この目的のために特に組成された他の団体が策定することができる。この工程への参画を目的として、すべての関係者が招かれなければならない。意見は文書化され、オープンかつ透明な形で考慮の対象にされなければならない。

（委員会、協議会、作業グループなどの）フォーラムが形成され、これへの参画を目的に関係者が招かれなければならない。招かれる団体は、持続可能な森林管理、木材調達、加工、小売業の様々な側面を代表するものでなければならない。

フォーラムへの参画は、生産者、購入者、消費者など異なる種類の利害がそれぞれにバランスよく代表されるようなコンセンサス形成の手順に従って組成されなければならない。

関係者の参画およびその意見は文書化され、オープンかつ透明な形で考慮されなければならない。

規格の正式認可は、コンセンサスの証拠に基づいていなければならない。

フォーラムは、規格策定方法を律するコンセンサス原則に基づいて、その手順を文書化して定めなければならない。手順の複製コピーは、関係者が要求する場合は入手可能でなければならない。それら文書化された手順には、実体又は手続きに関する苦情を平等に取扱うための上訴のメカニズムを含まなければならない。

4.2.2 透明性

規格設定の工程の開始は一般に公開通知されなければならない。策定の経過に関する情報は公布され、議論されなければならない。規格の最終案は、例えばインターネット上に記載するなど、関係者全員が入手可能でなければならない。

4.2.3 協議

全国協議

規格の最終案は全国レベルの正式協議の工程へと送られなければならない。協議においては関係者の意見が議論されたことを確実にしなければならない。

これらフォーラムはその協議の工程の結果追加された変更についての総合的な情報を提示しなければならない。協議に求められる最小期間は60日である。

5. パイロットテスト

全国レベルや国内レベルの森林認証規格とその実施の手配に関する最終案の最初のテスト結果は入手可能でなければならない。PEFC 評議会の是認及び相互承認申請のための書類提出の前に、改善や提言を取り込むための適切な措置が取られなければならない。

同様に、各森林認証規格制度独自の CoC 規格は、是認及び相互承認の申請に先立ってテストされなければならない。

規格の改正の場合、規格の適用によって得られた経験はパイロットテストに代替することができる。

6. 規格の見直し

6.1 定期的見直し

継続的改善は PEFC 評議会の目標の一つであり、最新の科学的知識や実務経験を反映させるため、認証規格及びその実施の手配は、定期的な見直しを受けなければならない。改正された規格を承認するために適用される手順は、付属文書 7（各国認証制度の是認及び相互認証とその改正）において定められる。森林及び CoC 認証の規格は少なくとも5年ごとに見直されなければならない。

見直しの手順は、この文書の第3項、及び、第4項を踏襲しなければならない。認証規格制度の文書は、改正作業を主導する責任を有するのがどちらの団体であることを明示しなければならない。

6.2 PEFC 評議会主導による改正

PEFC 評議会が規格の設定や実施に関する PEFC 一般要求事項を改正する場合は、付属文書7（各国認証制度の是認及び相互認証とその改正）に定められる特定の指示と手順に基づいて、PEFC 各国認証管理団体は PEFC 評議会主導の改正が当該国の規格において適切に考慮されたことを評議会あてに提示しなければならない。

6.3 PEFC 各国認証管理団体主導による改正

PEFC 各国認証管理団体が定期的見直しに先立って、是認および相互承認を受けた規格への変更を主導するときは、PEFC 評議会に対してその改正、修正に関する報告をし、その改正、修正は付属文書7（各国認証制度の是認及び相互認証とその改正）に定められる手順に従って審査を受けなければならない。

(1) ISO/IEC ガイド 59 : 1994 年 code of good practice for standardization